

工事設計業務 現場説明書（改修）

令和8年度

1. 業務名

玄海町庁舎照明器具等改修工事設計業務委託

2. 業務目的及び
留意事項

【業務目的】
既存庁舎の照明設備のLED化を行い、建物の省エネルギー化の向上を図る。
また、老朽化した消防用設備及び放送設備等についても更新を行い、庁舎の機能及び安全性の確保を図ることを目的とする。
【留意事項】
・行政及び議会の運営に配慮した改修設計及び工事工程を計画すること。
・令和8年11月13日までに概算工事費を提出すること。

3. 工事内容

玄海町庁舎（行政棟及び議会棟）の照明器具等改修
【主な改修内容】
○行政棟及び議会棟照明器具等改修
・LED照明改修工事（非常灯・誘導灯含む）
・消防用設備更新工事
・放送設備更新工事
・付帯建築工事（議場の天井内装仕上げ材の改修を予定）

4. 計画施設概要

設計業務特記仕様書による

5. 概算改修工事費（税抜）

設計業務特記仕様書による

6. 工事区分

I

7. 補正係数

建築	0.8
設備	0.8

8. 想定図面枚数

約	建築	26	～	27	枚
約	設備	23	～	24	枚

工事区分
Ⅰ：単一工種の改修工事
Ⅱ：複数工種に亘る改修工事
Ⅲ：設備工事を伴う改造等
Ⅳ：構造や設備などを含み、
総合的な計画性を検討する
必要がある改修工事

9. 複雑度

建築	0.8
設備	0.7

10. 図面作成に係る業務量に
関する対象外業務率

全ての設計図面について既存図
面をほぼ準用できる

0.3

11. 図面1枚毎の業務人・時間数

建築	13.567	人・時間数
設備	10.233	人・時間数

12. 追加業務

約 41 ～ 42 人・時間数（積算業務）

8 人・時間数（概略工事工程表の作成）

13. 配分する「総合」の
業務人・時間数及び配分率

約 27 ～ 28 人・時間数

0.2

14. 特別経費

10 千円 （RIBC2レンタル料）

15. 設計業務委託等技術者単価

42,500 円（技師C相当）

16. 質疑書の提出及び現場確認について

（１）質疑がある場合は、別添の質疑書に記入の上、入札通知書交付日の翌々日15:00（ただし土日祝を除く）
までに入札通知書交付窓口へ提出してください。（質疑の提出があった場合は全員へ回答いたします。）

（２）現場確認は、下記担当者と協議の上行ってください。

総務課 担当 寺田

電話 0955-52-2111

17. 契約事務上の注意事項
本業務の契約者(収支等命令者)は、「玄海町長」とします。

※本現場説明書による業務人・時間数は、入札参加者の適正な見積に供するための目安の数値です。
※実際の見積に際しては、佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準(令和7年度版)を参照してください。

【参考】
(業務人・時間数)=(一般業務の業務人・時間数)+(追加業務の業務人・時間数)

(一般業務の業務人・時間数)=(図面1枚毎の所要工数)×(想定図面枚数)×(複雑度)×(1-(対象外業務率))

※配分する「総合」の業務人・時間数とは、建築あるいは設備設計をそれぞれ単独で発注する場合の、「総合」に見込まれているそれぞれの業務人・時間数
※建築単独の場合配分する「総合」の業務人・時間数を低減、設備単独の場合は割増

○配分する「総合」の業務人・時間数の考え方

告示15号制定により、業務量が「総合」、「構造」、「設備」に細分化されている。「総合」とは建築物の意匠に関する業務並びに意匠、構造及び設備に関する業務をとりまとめる業務を、「構造」とは建築物の構造に関する業務を、「設備」とは建築物の設備に関する業務をいう。

よって、建築の設計業務等を単独で発注する場合は、「総合」のなかの設備に関する業務量相当を低減、設備の設計業務等を単独で発注する場合は、「総合」のなかの設備に関する業務量相当を割増する。

